

平成26年度放射性物質測定調査委託事業応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）では、復興庁に一括計上されている放射性物質測定調査委託事業について、平成26年度の委託事業を実施するに当たり、当該委託事業への参加を希望する企業・調査研究機関等を一般に広く募ることにしました。つきましては、受託を希望される方は、次の要領に従って応募申請書及び提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成26年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

I 委託事業の内容

1 事業名

平成26年度放射性物質測定調査委託事業

2 事業の目的

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）の影響について、環境放射能レベルの調査を行い、放射性物質に汚染された農地における適切な除染や営農の実施及び食の安全のため必要とされるデータ及び知見を提供することを目的とします。

3 公募課題及び委託事業経費限度額

(1) 平成26年度の公募課題

(課題名)

「福島県及びその周辺における農畜産物及び土壌の放射能汚染レベルの動向把握」

(調査研究内容)

- ① 福島原発事故による影響が想定される地域を中心としたほ場を対象に、農作物及びその土壌（水稲1地点、小麦1地点、野菜2地点及び果樹3地点）、牛乳・飼料（2地点）並びに牧草・牧草地土壌（3地点）を選定し、放射性核種の濃度を年1回以上測定し、より正確な放射性物質の移行係数を把握するとともに、移行係数の年変動の要因を解明します。
- ② 生産者のほ場を対象に、農作物及び農地土壌100地点を採取し、放射性核種の濃度を年1回測定し、より正確な放射性物質の移行係数を把握するとともに、移行係数の年変動の要因を解明します。
- ③ 林地からの灌漑水等による水田土壌への影響を把握するため、放射性セシウムの土壌中での動態や水稲吸収への影響を解明します。

なお、①～③の調査地点及び測定核種については、福島県及びその周辺県並びに発注者と協議の上、決定することとします（周辺県については、岩手県と茨城県を想定しています。）。

調査方法を含めたこれまでの成果については、IX 前年度以前の成果の閲覧を御参照ください。

(2) 委託事業経費限度額

21,600千円

4 委託件数

1件（課題を複数に分割しての契約は行いません。）

5 委託契約期間

委託契約締結日から平成27年3月23日までを予定しています。

II 応募

1 応募資格等

(1) 応募者の資格要件

応募することができる者は、企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関であって、次の①から⑦までの条件を満たす者に限ります。

- ① 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分において資格を有する者である必要があります。（提案書提出時に参加資格のない者は、平成26年3月下旬（審査委員会開催）までに競争参加資格を取得してください。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）
- ② 本調査研究又は本調査研究に関連した技術による調査研究の実績を有し、かつ、本調査研究の遂行に必要な調査研究体制、調査研究者の人数、設備等を有すること。
- ③ 本公募課題に対する調査研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意すること。
- ⑤ 原則、日本国内に調査研究拠点を有していること。ただし、国外機関の特別の調査研究能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から必要な場

合はこの限りではありません。

- ⑥ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。

ア 国との委託契約を締結できる能力・体制

イ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

ウ 成果の普及、実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

- ⑦ 当該調査研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「調査研究責任者」という。）を選定すること。

※ 調査研究責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

ア 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること

イ 当該調査研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること

ウ 当該調査研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間調査研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、調査研究責任者になることを避けてください。

（２）複数の研究機関が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

複数の研究機関が共同して研究を行うため、研究機関のグループを構成する場合、以下の２つの方法があります。①においては中核機関が、②においては代表機関がそれぞれその他の機関（以下「共同研究機関」という。）と研究グループを構成して研究を行っていただきます。

① 委託・再委託方式

グループ内の研究機関の中から研究を統括する機関（以下「中核機関」という。）を定め、農林水産省と中核機関及び中核機関と共同研究機関がそれぞれ契約する方法です。

中核機関は、共同研究機関との間で委託契約を締結し、事業を実施します。なお、特に必要とする場合を除き、共同研究機関が更に委託（再々委託）することは、原則としてできません。また、研究課題の全部を共同研究機関に委託することはできません。再委託比率は、５０％を上限とします。

② コンソーシアム方式

調査研究グループ（コンソーシアム）を構成し、これらの調査研究機関のそれぞれの間で契約を締結するのではなく、農林水産省が調査研究グループ全体を一括で

契約を締結する方法です。この場合、次の要件を満たすとともに、代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

ア 調査研究グループを組織して共同調査研究を行うことについて、調査研究グループに参加する全ての機関が同意していること。

イ 調査研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、調査研究グループとして、実施予定の公募課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の公募課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結することが確実であること（共同研究方式）。

ウ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

①②いずれの場合も、中核機関又は代表機関と共同研究機関において、それぞれの分担関係を明確にして提案するものとし、共同研究機関は以下の要件を満たしている必要があります。

ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

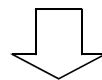
イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

2 応募から委託契約までの流れ

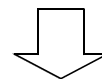
26年2月13日

公募要領の公表

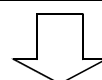


26年2月13日～

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)による公募受付開始
<http://www.e-rad.go.jp/>

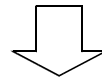


e-Radポータルサイトにアクセスし、研究機関等及び研究者情報を登録。ID及びパスワードを取得
注) 登録には2週間以上かかる場合があります。



26年2月18日

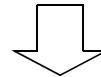
説明会の実施



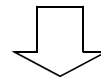
応募要領に従って提案書を作成、e-Rad(研究者ログイン画面)で応募

注) e-Radで研究者が応募情報の登録確認を「実行」すると、応募課題の情報が研究機関の事務代表者に対して提出されます。

農林水産省へ提出するためには、所属する研究機関の「承認」が必要となります。研究機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に行わないと、農林水産省に提出したことにはなりませんので十分に御注意ください。

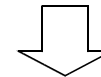


応募者がシステムの「応募課題情報管理」画面にて処理状況を確認（「配分機関処理中」になっていることを確認



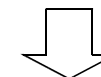
26年3月24日

応募締切



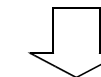
26年3月下旬

審査委員会による審査、委託先の決定



26年3月中

委託予定先をホームページにて公表、
e-Radシステムに反映



予算成立後

委託契約の締結

3 応募手続等

(1) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成26年3月24日(月)17:00までに電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙2をご覧ください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の機関を要する場合があります。また、応募手続きを期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合がありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

【e-Radによる受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成26年2月13日（木）15：00～
平成26年3月24日（月）17：00（厳守）
- ・ e-Rad の利用可能時間帯：0：00～24：00
（土・日、祝祭日も利用可能）
- ・ e-Radのヘルプデスク運用時間：平日9：00～18：00
TEL：0120-066-877
（または03-3455-8920）

※ e-Rad の利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、26年2月13日現在
今後、変更する可能性がありますので、e-Rad ポータルサイトの「システムのサービス時間」（<http://www/e-rad.go.jp/terms/support/index.html>）を御確認ください。

（2）応募書類

提案書

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙1の提案書様式に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

（3）応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合

(4) 応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。提案書は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については事務局が実施する公募課題の評価及び調査研究により得られた成果の追跡調査等でも使用場合があります。また、不採択となった提案書については、事務局において廃棄します。なお、御提出いただいた書類等は、(要件不備の場合を含めて)返却しません。

4 説明会の開催

次のとおり、平成26年度放射能調査研究委託事業と合同で説明会を開催し、当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明します。なお、説明会への出席は、義務ではありません。

【日時】平成26年2月18日(火) 13:30～15:00

なお、13:45以降の説明会への出席は不可とさせていただきます。

【場所】東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省6階 農林水産技術会議事務局資料室(本館6階ドアNo.679)

5 秘密の保持

本事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために受託者から提出された資料に含まれる個人情報、本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Radを経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、採択された個々の公募課題に関する情報(課題名、調査研究概要、研究機関名、研究者名、実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究費の不正使用、研究上の不正行為等を行った研究者等への応募制限のための情報提供が、内閣府その他研究資金を所管する国の機関等に行われる場合があります。以上のことを予め御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

6 農林水産研究動向解析システム及び研究課題・研究業績データベース※への研究課題情報等の提供

採択された課題に関する情報(課題、調査研究概要、実施機関、研究者、予算、業績等)は、農林水産研究動向解析システム(非公開)に登録され、事務局が業務のた

めに利用し、また、研究課題・研究業績データベースにおいて公開する可能性があることをあらかじめ御了承ください。

※ 研究課題・研究業績データベースとは、農林水産研究動向解析システムに登録された研究情報のうち、課題ごとの予算額、担当人数、担当者、特許情報を除いた研究課題及び研究実績（論文等）の情報を収録したデータベースです。農林水産技術会議事務局筑波事務所が運営するウェブサイトの AGROPEDIA において提供（公開）しています。

（※については、農林水産技術会議事務局筑波事務所のホームページ（<http://www.agropedia.affrc.go.jp/top>）を御覧ください。）

III 委託先の選定

1 委託先の選定

（1）選定方法

委託先の選定は、外部専門家等で組織する審査委員会において下記（2）の審査基準に沿って行います。審査に当たっては、原則としてヒアリングを実施しますので、プレゼンテーション用資料を御用意いただきます。なお、プレゼンテーションの時間は別途担当者より御連絡いたします。また、追加資料等の提出を求める場合があります。なお、提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

（2）審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が I 2 に提示した事業の目的に合致しているか。
- ② 提案内容が I 3（1）に提示した調査研究内容に合致しているか。
- ③ 提案内容に実現可能性があるか。また、本調査研究を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。
- ④ 提案内容が技術的に優れているか。
- ⑤ 本調査研究の実施体制や管理能力等に優れているか。
- ⑥ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

2 審査結果等の通知

審査結果は、速やかに各提案者に通知するとともに、委託予定先名（調査研究グループによる応募の場合は、調査研究グループを構成する全機関名）をホームページに公表します。委託予定先への通知に際しては、事業実施に当たっての留意事項

を必要に応じて付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと事務局が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、不採択の場合は、審査委員のコメントなどその理由を付して通知します。

また、審査委員の所属・氏名等について、委託先決定後、ホームページに公表します。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

IV 委託契約

1 委託契約の締結

委託先として採択された者に対しては、委託契約を締結いたします（コンソーシアム方式により課題を実施する場合は調査研究グループと農林水産省が直接委託契約を締結します。）。なお、採択された者には、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事業の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

2 契約上支払対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費：事業の遂行及び事業成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費：事業に直接従事する調査研究責任者、研究員等の人件費。なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

イ 謝金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

ウ 旅費：国内外への出張に係る経費

エ 試験調査研究費

- ・機械・備品費：本事業の公募課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借

用（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

- ・ 消耗品費：本事業の公募課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品
- ・ 印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費
- ・ 借料及び損料：物品等の借料及び損料
- ・ 光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料
- ・ 燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費
- ・ 会議費：委員会等の開催に係る会議費
- ・ 賃金：本事業に従事する研究補助者等に係る賃金
- ・ 雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費等

② 試験調査研究委託費：再委託に要する経費（コンソーシアム方式の場合、計上不可。再委託比率は、50%を上限とします。）

③ 一般管理費：エの試験調査研究費の15%以内

④ 消費税等相当額：①から③までの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。なお、委託契約締結時に、消費税法の施行が停止される場合は、消費税は5%に相当する額で委託契約を締結することとなります。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、調査研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、公募課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から調査研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の公募課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事

務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

※5 調査研究グループ参加機関が公益又は一般民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から公益又は一般法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

（2）購入機器等の管理

本事業により受託者（調査研究グループにより公募課題を実施する場合は、調査研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼ることなどにより、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の本事業終了後の取扱いについては、個別に、当局への返還の可否を決定します。

V 調査研究の成果の取扱い

1 調査研究の成果の提出

（1）実績報告書

受託者は、委託契約期間終了時までには実績報告書を農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）に提出していただきます。

（2）農林水産省関係放射能調査研究年報

受託者は、委託契約期間終了後、別途指定する期日までに、事務局が作成する農林水産省関係放射能調査研究年報の原稿を事務局長に提出していただきます。

2 調査研究の成果の取扱い

（1）調査研究の成果等の公表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、本事業に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を事務局に協議してください。また、公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。

本事業の調査研究の成果については、事業の終了後、事務局が、研究成果発表会

や、成果パンフレット等により公表する場合があります。その際、調査研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください

(2) 調査研究の成果の帰属

本事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権は事務局に帰属しますが、以下の条件を遵守していただくことを条件に、受託者に帰属させることができます。

詳細については、事務局にお問い合わせください。

- ① 事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、事務局長に対して当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ② 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、事務局長が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
- ③ 事務局長以外の第三者に当該特許権等の移転又は許諾をする場合には、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ事務局長の承認を受けること。

ア 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

(3) 特許権等の管理

特許権等については、次の事項についても御留意願います。

- ① 本事業は、国の委託事業であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど農林水産施策の推進上、不相当と判断される場合には、受託者に知的財産権を帰属させることができません。したがって、帰属の際にはその旨の条件を付しますので御留意ください。
- ② 本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ラ

イフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとします。

- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という）が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という）の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。

受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、委託契約の遂行に支障を来さないよう、事務局では、研究成果が得られる前に、職務発明に関する規程等を整備することを推奨しています。

- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。

（4）調査研究の成果に係る秘密の保持

本事業に係る調査研究成果は、事務局が受託者に帰属させるものと判断するまでは、契約終了後、事務局に帰属します。このため、事務局が受託者に帰属させると判断するまでは、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。得られた成果をもとにした研究等を別途実施する際には事前に御相談ください。

VI その他応募に当たっての注意事項

1 研究費の不正使用等への対応

（1）不正使用等防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定しました。

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm)

本事業で実施する調査研究活動には、このガイドラインが適用されますので、各調査研究機関においては、このガイドラインに沿って、研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関

する現地調査が行われる場合がありますので、御承知おきください。

取組の一環として、事務局においては、本事業の経費執行に当たり、調査研究責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時：調査研究グループを構成する全ての構成機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます（別紙2 提案書様式2-1）。
- ② 受託者決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の調査研究責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）に対し、経費の適正執行について説明を行います。また、国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。

（2）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省を含む他の競争的資金等において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」といいます。）を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した公募課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該競争的資金等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への参画を認めないこととなります。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいいます。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア 以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a 及び c 以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいいます。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てます。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反（※）した研究者：当該競争的資

金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

(※) 善管注意義務違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の事業等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の事業等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者が所属する研究機関等における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同研究機関等に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

なお、事務局が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>）を御覧ください。

2 虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については1（2）の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

3 研究上の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知（※））及び「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定しています。

本事業で実施する調査研究活動には、このガイドライン等が適用されます。各調査研究機関等においては、ガイドラインに沿って、調査研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為に関する告発があった場合に調査委

員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制の整備を行っていただく必要があります。

(※) 農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、
<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>を御覧ください。

(2) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された調査研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該調査研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

VII 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波事務所の農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。

(<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>)

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、農林水産技術会議事務局筑波事務所情報システム課企画運用係 (Tel. 029-838-7344) へお問い合わせください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは、具体的には次のとおりです。

- ・ 研究情報 (文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等)
- ・ 科学技術計算システム (大規模演算サーバ (スーパーコンピュータ) 及び

科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等）

- ・ 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ、衛星画像データ等）の提供のほか、利用支援等を実施

VIII 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。

- 1 本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料、審査請求料の減免措置
- 2 新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
- 3 日本政策金融公庫による低利での特別融資
- 4 中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
- 5 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付金額及び割合の拡充（平成27年度まで）
- 6 公共調達における入札参加機会の拡充
- 7 「SBIR特設サイト」における研究開発成果や事業PR情報の掲載

なお、SBIR特設サイトについては、現在、研究人材とのマッチング支援等のため外部サイト（「J-GLOBAL」、「JREC-IN」）との連携を進めています。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧下さい。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>）

IX 前年度以前の成果の閲覧

応募者は本事業に係る前年度以前の調査報告書等を参考資料として閲覧することができます。閲覧場所及び期間は下記のとおりになります。

【閲覧場所】 農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課
（南別館6階 ドアNo.別609）

【閲覧期間】 応募期間中の午前10時～午後5時
（ただし、行政機関の休日中は除きます。）

また、成果の一部は農林水産省技術会議事務局ホームページに公表しています。詳しくはこちらを御覧ください。

【URL】 <http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/130809.htm>

X 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募締切までの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等等についてはお答えできません。また、これら以外のお問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、その質問及び回答の内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので、御了承ください。

記

【公募課題について】

農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課 担当者 磯部、松下

TEL：03-3501-4609

FAX：03-3507-8794

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 江橋

TEL：03-3502-7967

FAX：03-5511-8622

【e-Radについて】

e-Radヘルプデスク

TEL：0120-066-877

又は03-3455-8920